

# エネルギー等価格高騰対策支援事業

## (中小企業等) 給付金

### 申請要領



次に掲げる事業は、重複して給付を受けることはできません。

- エネルギー等価格高騰対策支援事業（介護施設等）給付金
- エネルギー等価格高騰対策支援事業（障害者（児）施設）給付金
- エネルギー等価格高騰対策支援事業（放課後児童クラブ）給付金

霧島市商工観光部 商工振興課

(令和6年3月)

## 1 エネルギー等価格高騰対策支援事業（中小企業等）給付金について

エネルギー・食料品等の価格高騰の影響により、経済的に大きな影響を受け、事業継続が困難になっている市内中小企業者等の事業継続を支援及び下支えするために霧島市が交付する給付金になります。

## 2 対象者

次のいずれにも該当する必要があります。

### (1) 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者

業種	中小企業基本法第2条第1項の範囲 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
その他	3億円以下	300人以下

※ 個人事業者（フリーランスを含む）については、事業所（店舗）が市内にあることと全収入（一時収入等を除く。）の2分の1以上が事業活動における収入である方に限ります。

また、店舗のない事業の場合、令和6年3月1日時点において、本市の住民基本台帳に記録されている方に限ります。

(2) 社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、学校法人、組合（農業協同組合、農業協同組合連合会等）、有限責任事業組合、投資事業有限責任組合

(3) **令和5年10月31日以前**に市内で事業を開始し、かつ、**令和6年3月1日時点**においても事業を営んでおり、今後も引き続き市内で事業を継続する意思があること。

(4) 令和5年又は令和6年の事業所得、雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動による雑所得若しくは給与所得又は不動産所得（鹿児島県税条例（昭和38年条例第23号）の定めるところにより課税される場合に限る。）のいずれかの所得を申告していること。

(5) エネルギー・食料品等の価格高騰の影響により経費が増大している事業者のうち、下記の指定品目の経費のいずれかを計上しており、令和5年5月から令和5年12月までの間のいずれかの月の指定品目の経費が、法人の場合8千円以上、個人事業者の場合4千円以上あること。

※1 令和5年5月から令和5年12月までのひと月分の経費等がわかるものとして、対象となる指定品目の【領収書】、【通帳等】のいずれかの写しが必要となります。（原則としてこれらの書類は、宛名や品名又は但し書き等が記載されているものとします。）

※2 指定品目は、次のとおりです。

○ <b>指定品目</b>
電気代、ガス代
ガソリン代、軽油代、LPガス代、灯油代、重油代
肥料代、飼料代

(6) (5)に記載している指定品目の経費以外で、物価高騰の影響を受けている経費がある場合には、別途事務局へご相談ください。

(7) 令和4年又は令和5年に市税を納めていること。（Q&AのQ16を参照してください。）

(8) 次に掲げる霧島市で実施するエネルギー等価格高騰対策支援事業の給付を受けていないこと。

ア エネルギー等価格高騰対策支援事業（介護施設等）給付金

イ エネルギー等価格高騰対策支援事業（障害者（児）施設）給付金

ウ エネルギー等価格高騰対策支援事業（放課後児童クラブ）給付金

(9) 政治団体、宗教上の組織若しくは団体等でないこと。

(10) 性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行う事業者でないこと。

- (11) 反社会的勢力ではないこと又は関与していないこと。
- (12) 給付金の趣旨に照らし、給付金を交付することが適当であること。

### 3 給付額

法人 **10** 万円    個人事業者 **5** 万円

### 4 提出書類等

法人や個人事業者ごとに申請してください。

#### (1) 申請時提出書類

- ア 申請書類チェックリスト
  - イ 申請書兼請求書（第1号様式）
  - ウ 誓約書兼同意書（第2号様式）
  - エ 経費等報告書（第3号様式）
  - オ 給付金の振込口座の通帳の写し（通帳を開いた1・2ページ、Q&AのQ25を参照してください。）
  - カ 指定月の経費等が分かる書類の写し（領収書・明細書・通帳等、Q&AのQ18を参照してください。）
  - キ 直近の確定申告書の写し（確定申告書の必要書類は、申請書類チェックリスト及びQ&AのQ20を参照してください。）
- ※1 【申請書記入例】【Q&A】を必ず確認して書類を作成・準備してください。
- ※2 申請書類チェックリスト、第1号様式から第3号様式は霧島市ホームページでダウンロードできます。

#### (2) 申請期限

**令和6年6月25日(火)** ※消印有効

#### (3) 申請方法

原則として**郵送**

※ 窓口の混雑防止及び円滑な給付を行うため、郵送での申請に御協力をお願いします。

(4) 提出先

〒899-4394

霧島市国分中央三丁目45番1号

霧島市役所商工振興課

「エネルギー等価格高騰対策支援事業（中小企業等）給付金」担当 宛

5 給付までの流れ

①申請書類の受付

※当課に申請書類が到着した日を受付日  
とします。

↓

②申請書類の内容審査

※不備がある場合は電話連絡します。

↓

③交付・確定決定通知書の送付

不交付決定通知書の送付

↓

④支給

※指定口座へお振込みします。

通帳記載名「霧島市事業支援」

現金での支給はできません。

「キリマシジギョウケン」

申請書類に不備が無い場合、受付日（市役所に届いた日）から概ね3週間程度での支給を予定していますが、締切間近の申請は日数がかかる場合がありますのでご了承ください。

7 問い合わせ先

霧島市商工観光部 商工振興課

電話：0995-55-1603

FAX：0995-55-1528

メール：shou-seisaku@city-kirishima.jp

URL：https://www.city-kirishima.jp

受付（問い合わせ）時間：土日・祝日を除く午前8時15分～午後5時

様式は霧島市ホームページでダウンロードできます。

霧島市 エネルギー等価格高騰対策支援事業（中小企業等）

検索